

## 平成29年司法試験に厳正な合格判定を求める会長声明

2017年(平成29年)7月27日

兵庫県弁護士会

会長 白 承 豪

## 〈声明の趣旨〉

当会は、司法試験委員会に対し、平成29年度司法試験の合否判定においては、1500人程度の合格者にこだわるのではなく、法曹の質の確保を実現するべく、少なくとも昨年以上の合格水準を維持・確保するよう、厳正な合否の判定を求める。

## 〈声明の理由〉

## 1. 今年の司法試験の最終合格者数が何人になるかが注目を集めている。

司法試験の受験者数は、一昨年(平成27年)には8016人であったのに対し、昨年(平成28年)には6899人(前年比86%)に減少し、さらに今年(平成29年)は5967人(前年比86%)にまで減少した。受験者数の減少に伴い、合格者数は、一昨年は1850人(合格率23%)であったのに対し、昨年には、1583人(合格率23%)に合格者が減少した。今年の受験者が昨年の受験者と比べて試験の成績が急に上がるとは考えにくいため、司法試験委員会が厳正に合格判定を行えば、合格率が昨年並みの23%となると予想され、この場合には、今年の合格者数は1370人程度となると予想される。

しかし、他方で、政府の法曹養成制度改革推進会議は平成27年6月決定において、司法試験合格者数が「1500人程度は輩出される」ことを目標としている。そこで、今年9月12日に法務省の発表する合格者数が何人となるか、司法試験委員会の合否判定において昨年並みの合格水準が維持されるかが注目を集めている。

## 2. 新司法試験制度発足後、現実の法的需要を大幅に超える合格者(法曹有資格者)が毎年供給される反面、裁判所の新受件数に現れているとおり、法曹に対する従来型の需要は増加するどころか近年減少を続け、新しい活動領域の拡充も、供給の増加を吸収する規模には至らなかったため、有資格者の過剰供給の弊害は年々顕在化してきた。司法試験の受験者数が激減しているのも、有資格者の過剰供給に伴う弁護士の就職難等の職業的な魅力の低下等が

背景に存在するものといえる。

3. 当会は、有資格者の過剰供給に伴う新規法曹の質の低下への懸念や弁護士の就職難等の弊害の深刻化を受け、平成22年3月に、司法試験合格者は年間1000人程度とすべきであるとの「適正な法曹人口に関する総会決議」を行った。そして、平成28年12月にも、合格者数が1583名であった同年の司法試験の結果を踏まえ、「現実の法的需要が、平成15年以降、倍近くに増えた法曹有資格者の過剰供給を吸収できる状態から程遠い実態にあり、そのことの弊害がますます顕在化している」とし、「いま、供給過剰による弊害の進行を食い止め、法曹を目指すことの魅力を保持することは、司法制度存立の基礎を維持するために不可欠な事柄である。」として、「政府に対し、次年度以降の司法試験合格者数を、さらに大幅に減員する方針を、速やかに採用することを強く求める」との意見を他の単位会弁護士会長と合わせて表明したところである（「司法試験合格者数のさらなる減員を求める17弁護士会会長共同声明」）。
4. 司法試験は、法曹になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験であり（司法試験法1条）事柄の性質上、厳正な合否判定が求められる。前述の法曹養成制度改革推進会議の平成27年6月決定も、前述の1500人程度という目標は、「法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでない」ことを明示している。近年の法曹の需給の状況は、司法試験の合格水準を下げたまで人為的に供給を増やすべき状況になく、むしろその逆であることは、上述の通りである。
5. そこで、当会は、司法試験委員会に対し、平成29年度司法試験の合否判定においては、1500人程度の合格者にこだわるのではなく、法曹の質の確保を実現するべく、少なくとも昨年以上の合格水準を維持・確保するよう、厳正な合否の判定を求める。